

騒音規制法・振動規制法適用除外地域

区では騒音規制法・振動規制法の適用除外地域を指定しています（都市計画法第8条第1項の規定による工業専用地域及び一部地域）。適用除外地域に該当する場合には、騒音規制法・振動規制法に基づく届出の提出は不要となります。

- 新砂一丁目、二丁目、三丁目2番の一部、5～11番（工業専用地域のみ）、夢の島（全域）
- 豊洲六丁目3番～6番
- 首都高速道路湾岸線以南の地域全部
新木場全域、若洲全域、辰巳三丁目、有明三丁目、四丁目、青海全域、東雲二丁目8～15番、海の森全域、海の森地先

